令和５年度社会福祉法人実地指導の結果

1. 実地指導の実施状況

　令和５年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所轄法人数 | 実地指導実施法人数 | 文書指摘法人数 | 延べ文書指摘事項数 |
| １０法人 | ５法人 | ４法人 | ８件 |

1. 主な指摘事項数

　令和５年度の実地指導における文書指摘の主な具体的事例

|  |  |
| --- | --- |
| **①評議員会の招集通知に議案の概要が記載されていない。**  **（社会福祉法第45条の9第10項(一般法人法第182条第3項準用、厚生労働省指導監査ガイドラインⅠ-3-(2)-1）** | １法人 |
| 社会福祉法人の評議員会の招集通知には、評議員会の目的である事項に係る議案の概要について記載しなければならない。 | |
| **②決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない。**  **（社会福祉法第45条の9第8項、厚生労働省指導監査ガイドラインⅠ-3-(2)-2）** | １法人 |
| 社会福祉法人の評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。 | |
| **③決議に特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない。**  **（社会福祉法第45条の14第5項、厚生労働省指導監査ガイドラインⅠ-6-(1)-2）** | １法人 |
| 社会福祉法人の理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。 | |
| **④理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない。**  **（社会福祉法第38条、厚生労働省指導監査ガイドラインⅠ-4-(2)-1）** | １法人 |
| 社会福祉法人と理事の関係は、委任に関する規定に従うとされており、そのため、理事として選任された者が就任を承諾することで、理事に就任することができる。また、就任承諾については、理事の役割の重要性に鑑み、文書により確認する必要があり、当該文書は法人において保存されなければならない。 | |
| **⑤業務執行理事の選定が法令及び定款に定める手続きにより行われていない。**  **（社会福祉法第45条の13第3項、厚生労働省指導監査ガイドラインⅠ-4-(4)-1）** | 1法人 |
| 社会福祉法人は業務執行理事を設置する場合、選定は法令及び定款に定める手続きにより行わなければならない。 | |
| **⑥監事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない。**  **（社会福祉法第43条第1項、厚生労働省指導監査ガイドラインⅠ-5-(2)-1）** | 1法人 |
| 社会福祉法人の監事は、評議員会の決議によって選任する。 | |
| **⑦監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。**  **（社会福祉法第43条第3項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項準用）、（厚生労働省指導監査ガイドラインⅠ-5-(2)-1）** | 1法人 |
| 社会福祉法人の理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならない。 | |
| **⑧寄付申込書を受けずに、寄付金を収受している。**  **（留意事項9(2)、厚生労働省指導監査ガイドラインⅢ-(3)-3）** | 1法人 |
| 社会福祉法人が寄付金を収受した場合においては、寄付者から寄付申込書を受け、寄付金収益明細書を作成し、寄付者、寄付目的、寄付金額等を記載しなければならない。 | |

**・社会福祉法：**昭和26年法律第45号「社会福祉法」

**・一般法人法：**平成18年法律第48号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

**・厚生労働省指導監査ガイドライン**：平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」（令和4年3月14日一部改正）

**・留意事項：**平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の留意事項について」